

桐生市議会 歌代 公司 行政視察報告書

視察都市 大阪府 富田林市（人口 102,453 人：2026 年 6 月 1 日現在）

視察日時 令和 8 年 7 月 29 日（水）

午前・**午後** 2 時 15 分～午前・**午後** 4 時 00 分

視察項目 ・「古民家を利用した官民連携のまちづくり」について

◎視察概要

視察項目 ・「古民家を利用した官民連携のまちづくり」について

○司会：富田林市 議会事務局 重谷 省吾 総務係長

○富田林市議会 西川 宏 議長 より

- 本市は、大阪府の東南部に位置する自然と歴史に恵まれたまち。
市の北東平坦部は、南北に流れる石川を挟んで平野が広がり、古くからまちが開けたところ。一方南部は雄大な金剛・葛城連峰を背景に緑豊かな丘陵と美しい田園風景が広がる自然景観にあふれた地域である。
- 歴史的には、かつての河内国石川郡と錦部郡とに含まれ、石川に沿って集落が発達、大和国に近いなど地理的にめぐまれ、古代から栄えてきた地域であり、数多く残された歴史的遺跡がそのことを物語っている。
- 現在も市の中心的性格をもった地域に位置する寺内町は、その昔、周辺のいずれの村にも属さない富田の芝と呼ばれる約 2 万余坪の荒廃地であった。
永禄年間(1558～1569)に、京都興正寺第 16 代証秀上人が、ここに寺を中心とした平和な商人町の別天地建設を夢み、青銅銭百貫文を高屋城主・安見直政(※当時の河内国守護代、高屋城は現羽曳野市古市 5 丁目)に納めてゆずりうけ、寺と町衆の協力により開拓が行なわれた。
- 当初、浄土真宗の御坊を中心に形成された寺内町は、江戸時代に入ると周辺の良い農業生産力に支えられ、地域一帯の物資の集散地となり発達してきた。
- 明治以降、南河内の中心部に位置する富田林は、距離的に公平な位置として、いち早く郡役所や旧制中学校、女学校、その他諸官庁の出先機関が次々と建設され、名実ともに南河内郡の中心地となっていく。
- 昭和 25 年の市制施行以後も本市は、南河内地域の中心的な性格をもちながら、田園都市として発展してきた。
- 高度成長時代の人口急増のもとで、本市においても西部の羽曳野丘陵部における金剛団地の完成とこれに続く中小団地の開発が活発に行われ、阪神都市圏中核市街地のベッドタウンの役割を担うまちへと変化してきた。

(1) 説明要旨

○「重要伝統的建造物群保存地区に関する補助制度及び概要と特徴について」

富田林市 生涯学習部 文化財課 道家 薫 課長代理

(1)保存地区の概要

地 区 名	富田林市富田林
種 別	寺内町・在郷町
面 積	約12.9ヘクタール
選定年月日	平成9年10月31日 (追加選定:平成30年8月17日)
特 徴	富田林寺内町は、永禄年間(1558-70)の初め頃に京都興正寺門跡十六世証秀上人によって創建された宗教自治都市である。 南端は石川の河岸段丘による土居、北端は堀割り(現在は暗渠)によって区画されており、現在も創建当時の六筋七町の町割りが残されている。 17世紀以後、幕藩体制の中で宗教色は次第に薄れ、周辺地域の農作物の集散と商業活動による在郷町として発達した。 現在も往時の繁栄を偲ぶ重厚な町家が現存し、歴史的な景観を形成している。



富田林寺内町 鳥瞰



重文富田林興正寺別院

(2)保存地区のあゆみ

昭和47年度 (1972)	専門家チームにより「富田林寺内町保存構想」提案 地元住民を中心に「富田林寺内町をまもる会」結成(昭和48年1月)
昭和49年度 (1974)	寺内町保存対策調査を実施(文化庁補助)
昭和58年度 (1983)	杉山家住宅を市が買収(12月26日重文指定) 「富田林寺内町歴史的町並み保全計画調査報告書」刊行(昭和59年3月)
昭和62年度 (1987)	「富田林寺内町地区町並み保全要綱」施行 (修理・修景補助:市単独事業)
平成3年度 (1991)	市立「寺内町センター」開館 「富田林市伝統的建造物群保存地区保存条例」公布 「富田林市伝統的建造物群保存審議会」設置
平成5年度 (1993)	審議会から富田林寺内町伝統的建造物群保存計画(案)について建議
平成6年度 (1994)	地元住民「守る会」を発展的解消し、「富田林寺内町をまもり・そだてる会」結成
平成7年度 (1995)	伝建地区指定に向けての地元説明会 開催 「富田林寺内町伝統的建造物群保存地区保全整備構想」策定 建築基準法上の対策検討調査 実施
平成8年度 (1996)	富田林市富田林伝統的建造物群保存地区決定 及び保存計画告示(平成9年3月31日)

- 保存地区の概要は、「富田林市富田林」ということで、「寺内町」という種別になっている。
- 面積は12.9ヘクタール。選定年月日は平成9年10月31日に、地区の一部選定、最初の選定がなされた。その後地区を拡大、それが平成30年の8月17日。今は寺内町全域が伝建地区に選定されている。
- 特徴は、富田林市寺内町は、永禄初年ごろに、京都興正寺第16代証秀上人というお坊さんが創建した宗教自治都市として誕生している。
- 地区の南側は石川の河岸段丘による土居、北側には堀割りによって区画されており、現在も創建当時の6筋7町の町割りが見つかっている。
- その後、17世紀以後、幕藩体制のなかで宗教色が次第に薄れていき、周辺地域の農産物の集散と商業活動による財務町として発展した。
往時の繁栄をしのぶ重厚な町屋が現存し、歴史的な景観を建設している。
- その宗教自治都市の中核となるお寺が、平成26年に国の重要文化財に指定されたお寺。昭和47年に、専門家、歴史的な古民家の専門家による「富田林寺内町保存構想」というのが提案され、地元を中心に「守る会」が形成されたことにより、町並み保存の活動がスタートした。
- その2年後に、寺内町保存対策調査ということで、まちなみの建物の特徴であったり、

歴史的な町の調査を文化庁の補助を受けてさせていただきながら、昭和 62 年に「町並み保全要綱」を施行し、建物の修理・修景の補助事業を市単位でスタートさせていただいた。

- 平成 3 年には、今いる「寺内町センター」の開館であったり、地区の保存条例が公布されたり、また、保存審議会の成立ということで、地区の保存に向けて着々と準備を進めていった。

平成 8 年、保存地区の決定及び保存計画を告示させていただいた。

(2)保存地区のあゆみ

平成9年度 (1997)	『重要伝統的建造物群保存地区選定』(10月31日) 「重伝建選定記念事業」開催(平成10年3月)
平成10年度 (1998)	重要伝統的建造物群保存修理事業 開始 「富田林寺内町をまもり・そだてる会」が『建設大臣賞』受賞
平成12年度 (2000)	街なみ環境整備事業開始(修理・修景のみ 現在継続中)
平成16年度 (2004)	「寺内町をまもり・そだてる会設立10周年記念」&クラフトアートフェア2004 開催
平成17年度 (2005)	道路美装化・街路灯設置工事開始(街なみ 環境整備事業 平成20年度完了)
平成18年度 (2006)	市立「じないまち交流館」開館 富田林寺内町が「大阪町並み100景」に選ばれる(大阪府主催)
平成19年度 (2007)	富田林寺内町重伝建選定10周年記念事業 開催 富田林寺内町が『日本の美しい歴史的風土100選』に選ばれる(古都保存財団主催)
平成22年度 (2010)	市立「じないまち展望広場」開場 富田林寺内町地区2号消火栓設置工事(合計32基) 開始・完了(文化庁:防災施設等事業)
平成23年度 (2011)	富田林興正寺別院伽藍総合調査開始

平成26年度 (2014)	寺内町の中核寺院「富田林興正寺別院」重文指定(9月18日) 「寺内町をまもり・そだてる会20周年記念事業」開催
平成28年度 (2016)	「LLPまちかつ」が『第5回まちづくり法人国土交通大臣表彰 国土交通大臣賞』受賞 保存地区拡大に伴う「保存対策及び見直し調査」着手(～平成29年度)
平成30年度 (2018)	重要伝統的建造物群保存地区追加選定(拡大) (8月17日)

公共施設



重文 旧杉山家住宅



市立 寺内町センター



市立 じないまち交流館

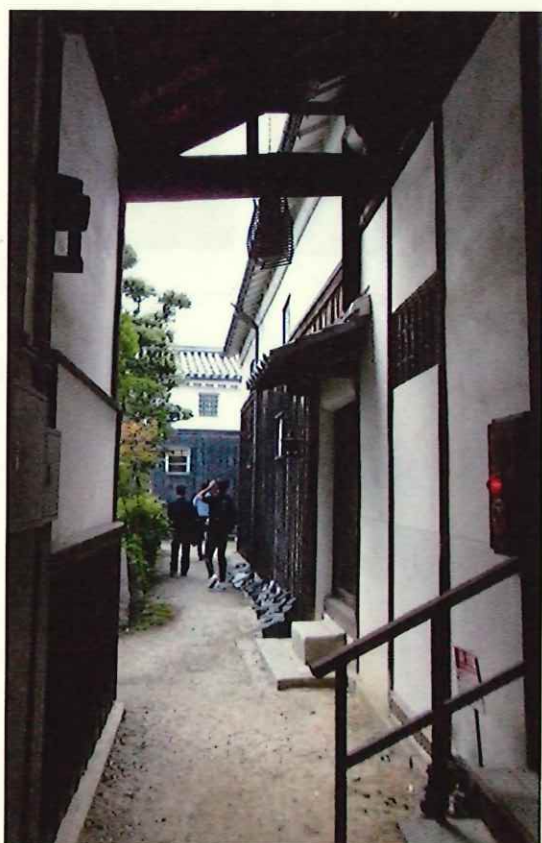


市立 じないまち展望広場

- 平成 9 年 10 月 31 日に重要伝統的建造物群保存地区選定をいただいた。
- 平成 12 年から、国土交通省の「街なみ環境整備事業」で建物の修理・修景を進めた。
- 平成 17 年度からは道路の美装化、また街路灯の設置、看板の設置と、街なみ整備を進めさせていただいている。
- 平成 22 年度に、「じないまち展望広場」という、地区の東の端にある市の施設、まちに訪れた方が休憩できるようなスペースを開業させていただいたり、2 号消火栓という簡易の消火栓、地区内で火災が起こったときの初期消火に使うための消火栓を、文化庁の防災施設の事業として設置させていただいたり、まちなみの取り組みを進めている。
- 平成 9 年の 10 月に一部が選定されたが、本当は地区全体を最初に指定したかったが、都市計画道路の計画というのが残っており、その計画する範囲と伝建地区と一緒に重ねることができないということで、全域指定できてなかった。

- 都市計画道路の計画というのが廃止になったということもあり、平成 28 年度に保存地区の拡大に伴う見直し調査をかけてさせていただき、平成 30 年度に一部地区が重伝建に選定されたというような状況。
- この地区のなかに市の公共施設が 4 つある。こちらの会場である「寺内町センター」の北側向かいにあるのは、国の重要文化財、「旧杉山家住宅」や、「じないまち交流館」という来訪された方の受入施設。 その他、「じないまち展望広場」がある。



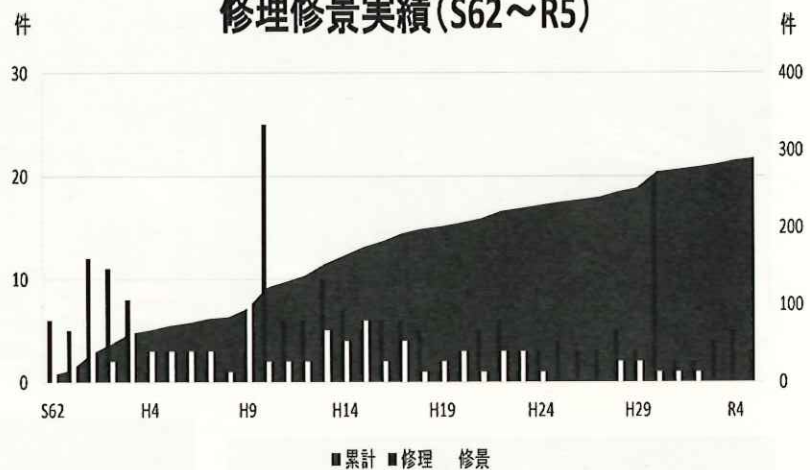


(3)保存地区の保存と整備

過去5年の実績			
	修理	修景	計
H31	2	1	3
R2	2	1	3
R3	4	0	4
R4	5	0	5
R5	3	0	3
修理修景実績累計 (S62～R5)			
	修理	修景	累計
	200	90	290

※H10・H30は修理に災害復旧を含む

修理修景実績(S62～R5)



修理事例



修景事例



- 重伝建地区になってから 29 年ほどたっており、修理集計の事業の件数で、だいたい 290 件ぐらいさせていただいている。
- 直近の 5 か年の実績、令和 3 年から令和 7 年までが上記。
事前にご質問あった予算措置のところと関係するが、市の予算額としては、令和 3 年度でいうと 2,250 万円、令和 4 年度が 1,800 万円、令和 5 年度が 1,550 万円、令和 6 年度が 2,100 万円、昨年の令和 7 年度が 2,850 万円となっている。
- 地区選定より 29 年ほど経っているので、修理事業としては少し落ち着きがあるのかな、と感じている。

(4)保存地区の活用とまちづくり

建物の修理修景については、重伝建選定27年を経過して一定落ち着いてきている。

町の活性化については、平成21年に住民で組織された「空き家活用促進機構」(LLPまちかつ)が中心となり、所有者と希望者のマッチングを行い、新たな店舗・工房のオープンに繋がっている。保存地区が活性化することにより、導入口である二つの商店街にも波及効果があり、商店街も含めて50件ほどの店舗が出来て保存と活用が両立してきている。

市では、令和2年4月より、寺内町地区内に位置している4施設(じないまち交流館、重要文化財杉山家住宅、寺内町センター、じないまち展望広場)において一括指定管理運営を導入することにより、更なる町の賑わいや交流づくりに取り組んでいる。



「LLPまちかつ」案内



活用事例(蔵活用)



活用事例(住宅活用)



伝統的建造物の
見学会風景

- 町の活性化については、平成21年に住民で促進された空き家活用促進機構、「LLPまちかつ」という団体があり、そこが中心となって、建物の所有者と空き家の建物の所有者の方と、それを借りたい希望者の方とのマッチングを行うような活動をしていただいている。
それによって新たな店舗とか工房などのオープンにつながっている。
- 保存地区の活性化をすることにより、商店街にも波及効果があり、商店街では大体50件ぐらいの店舗が保存活用させていただいている。



- ただ、年間の来訪者の方がだいたい3万人ぐらいになっており、店舗をいろいろ利活用していただいているのだが、なかなかお客様が少ないということで、店を続けていくことができなくて、結構入れ替わりが激しいという状況になっている。

- 例えば、もともと蔵として伝建で指定されていたところを利用した店舗では、最初は、なかでコーヒーを飲めたりするようなお店だったのだが、今は、コーヒーなどを買うことしかしていなくなっている。
- 市の方では、地区内にある4つの施設を、民間の業者に一括で指定管理していただいて、さらなる市に賑わいや交流機会づくりに取り組んでいる。

(5)住民等の取組

「寺内町をまもり・そだてる会」が組織された時、まず最初は町の清掃から始めようとなり、最初は会員80人ほどでスタートしたが、今では町会組織で行うようになった。寺内町には8町会あり、それぞれ単独運営をされているが、「会」が組織されて以来、横のつながりが出来、連合町会組織も巻き込み、全体として活動されるようになった。また、発足時から出している「じないまち瓦版」は、会員の良い情報源になっている。

イベント等は、活動団体で組織されている「四季物語実行委員会」に於いて春・夏・秋・冬それぞれ季節に合った行事を実施している。また、活動されている各団体で「寺内町連絡協議会」が結成され、縦横の連絡を密にして取り組んでいる。



四季物語『春』雛めぐり



四季物語『夏』寺内町燈路



四季物語『秋』後の雛まつり



四季物語『冬』新春初鍋めぐり

- 住民の取り組みでは、「寺内町をまもり・そだてる会」があり、平成6年に組織されている。
- 最初に、町の清掃から始めよう、ということで、80人ぐらいでスタートをした。
- 今は町会組織で行われるようになって、規模も大きく、活発に活動していただいている。この地域は8町会ある。それぞれ単独で運営はされているが、連合的な町会が組織されてもいて、両方のつながりができたこともあって、町全体でそういった町内の役割の活動とかもしていただくような形になっている。
- その「寺内町をまもり・そだてる会」は、発足してから「じないまち瓦版」を年2回、情報発信の新聞みたいなものを会員のなかの情報源として発行されて活動している。
- 大きなイベントとしては、「四季物語実行委員会」があり、春夏秋冬、それぞれの季節にあった行事を実施している。

春は、「雛めぐり」という、町中にお雛さんを並べて見ていただくような取り組み。

夏は「寺内町燈路」ということで、幻想的な町並みを表現しちる。

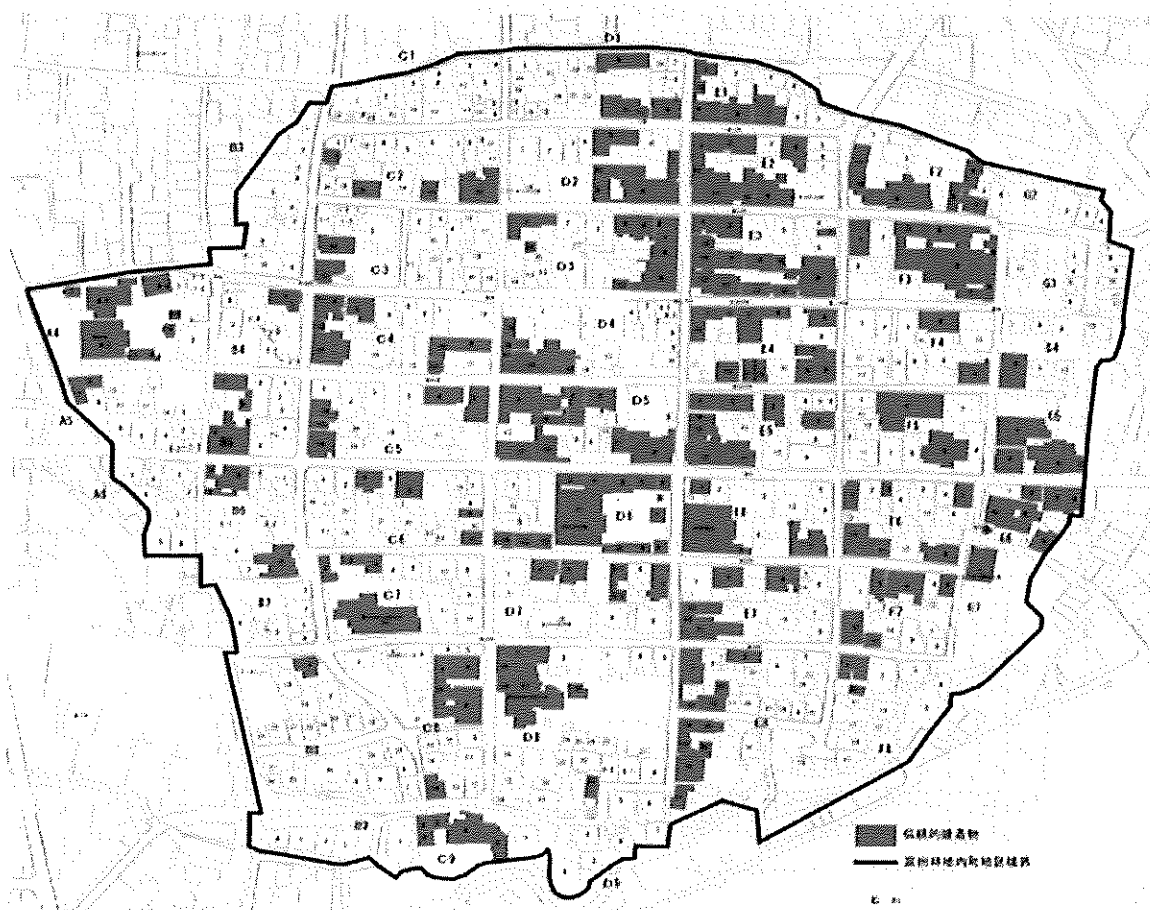
秋には「後の雛祭り」ということで、雛人形を虫干しするのも兼ねて、来場者に見ていただく。

冬には「新春初鍋めぐり」ということで、いろんなお店があるので、鍋であったり、スープであったり、温かい食事を提供させていただきながら町に来ていただくというような取り組みが、この地区では一番大きなイベントとしてある。

伝統的建造物群保存地区制度概要

(平成9年3月31日施行)
(平成30年3月31日区域変更)

下記の範囲において、建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却等にあたっては、市の許可が必要です。計画の段階で事前にご相談ください。



建築許可の基準

伝統的建造物群保存地区に係る基準

項目		許可基準	修景基準	修理基準
建築物	位置・規模	建築物の位置・規模 現在の町並みを形成している敷地の形状を維持し、原則として、間口を細分化しない。建築物の外壁、又はこれに代わる柱等の位置については、伝統的な町並みの壁面線を維持して建てる。 建築物が面しない町並み壁面線には、伝統的町並みと調和した塙、又は垣を設ける。 高さ 2階建以下とする。やむをえず3階建とする場合は、3階部分は道路より後退して建て、2階建の町並みの連続性を保全する。全高は10m以下とし、軒線は付近の軒線と調和のとれたものとする。	2階建以下とする。	伝統的建造物については、通常望見される外観を維持するため、原則として現状修理、又は復原修理とする。
	構造	主要構造は、原則として木造とする。 ただし、用途等によりやむをえず他の構造とする場合は、外部意匠を考慮し、伝統的町並みと調和をはかる。		
	屋根・ひさし	切妻平入り、又は入母屋平入りとする。ただし、建築物の位置等により伝統的町並みと調和するものはこの限りでない。 屋根勾配は概ね4.5～5.5寸とし、1階と2階の分節には建物と調和したひさしを設けること。葺き材料は日本瓦(いぶし銀又は黒色つや消し)銅板等を使用し、伝統的町並みと調和のとれたものとする。	伝統的町家様式とする。	
	軒・表・裏	軒裏は化粧垂木、又は伝統的町家様式と調和したものとする。	伝統的町家様式とする。	
	外壁	伝統的町並みと調和のとれたものとする。色彩は白を基調とする。	伝統的町家様式とする。	
	開口部	位置及び形態は、建物全体の外観と調和すること。 建具の色彩は、木製については生地仕上げ又は茶褐色系統、アルミ製等は黒褐色系統とする。必要と思われる箇所には、木製格子をつける。	伝統的町家様式とする。 建具は原則として木製とし、やむをえず金属製とする場合は、伝統的な格子をつける。色彩は許可基準と同じ。	
	樋	銅製、又は伝統的町並みに調和したものとする。		
	土外間部	たたき、石敷又はこれらに類し、伝統的町並みに調和したものとする。		
	・駐車庫場	駐車場を設ける場合は、塙、垣等で外部から見えないようにし、歴史的景観を損なわないように配慮する。 車庫は、蔵、町家のデザインを応用し、伝統的町並みに調和したものとする。		伝統的町並みと調和したもの。
	店舗	店舗デザインは伝統的町並みに調和したものとする。		
	門標	ブロック・金属製の使用はさけ、周囲の町並みに調和したものとする。	伝統的町家様式とする。	
	屋外広告物	自家用以外の広告物は設けない。 掲出数は必要最小限とし、大きさ・色彩等については、周囲の景観に調和したものとする。原則として、1階のひさし線より低くし、建物より前に設置しない。		
	設備等	通常望見される位置には、露出しないように配慮する。露出した既存の建築設備の場合は、周囲の景観と調和のとれるよう、色彩、囲い等配慮する。		
	その他	敷地内の空地や垣等は歴史的風致を考慮した緑化を推進する。		

- 当市では、伝統的建造物群保存地区に係る基準が3つある。
「許可基準」という最低限の基準。
「修景基準」という補助金が対象になる基準。
「修理基準」は、修景基準に基づいて建物を修理していただく場合には、上記のようになっている。

補助金制度のあらまし

修理・修景基準(3ページ参照)に適合する修理や改修、新築等の場合には、その経費に対する補助制度があります。

そのほか、市は専門家と相談し、住宅の改善や外部の設計、工事費の算定等技術的なアドバイスをを行います。

●経費の補助を受ける場合の留意点

- ・市は予算の範囲内で補助を実施するため、補助を受けられる場合は、必ず事前に余裕を持ってご相談ください。件数が重なると翌年度以降になる場合があります。
- ・原則として申し込まれた順番で補助しますが、緊急等状況に応じて順番は前後する場合があります。

●補助金の額

事業の種類	補助内容	補助率	限度額
1. 伝統的建造物	a. 外観を修理基準により修理するのに要する経費	8/10	600万円
	b. 構造耐力上、必要な部分の補修及び補強に要する経費 耐震性等、防災性能の向上に要する経費	8/10	200万円
2. 伝統的建造物 以外の建築物等	a. 新築、増築、移転、修理、色彩の変更等で外観を修景基準により修景するのに要する経費。 なお、外観の修景にともない、耐震性等防災性能の向上に要する経費を含ませることができる。	7/10	500万円
3. 環境の整備	a. 環境物件(水路、斜面形状)の復旧に要する経費	8/10	200万円
	b. 修理、修景にともなう(外構・石段・土間等)の整備	7/10	200万円
4. 建物の公開及び伝建地区の保存に寄与する住民団体活動等に要する経費		5/10	50万円

- 補助金の内容については、まず伝統的建造物については、「外観」を修理基準によって修理する場合は、年度額 600 万円の補助率 8 割。
それに加えて、その耐力上必要な部分の補修をする経費とか、耐震性防災性の向上をする経費を追加で 200 万円まで補助させていただくような経費になっている。
- それ以外、「伝建以外の一般の建物」に関しては、新築、増築、移転、修理、色彩の変更、外観を修理基準によって修理する際の経費については、上限額 500 万円で補助させていただいている。
- 「環境の整備」とかは、あまり事例として少ない。環境物件の水路であったり等、指定されているものもある。住民団体活動でも 50 万円ほど、そういった補助経費もある。

(2) 質疑応答

回答： 富田林市 生涯学習部 文化財課 道家 薫 課長代理
富田林市 生涯学習部 文化財課 福嶋 啓人 伝統的建造物係長

◎：北川議員

- ①伝統的建造物の補助率 8/10 の国、府、市の割合は？
- ②内装などの修理補助は？
- ③一部補修などはどのように対応されているのか？

④：富田林市 生涯学習部 文化財課 福嶋 啓人 伝統的建造物係長

- ①国が 50%で、府はないので、市が 50%である。
- ②内装は、構造部材の部分、外観ではなくて柱であったり梁であったりとかであり、文化庁が OK してくれるところについては補助している。
- ③例えば建具 1 つ修理をしたりとか、壁の一部をしたり、そういったときは自己負担でお願いしているのが現状である。

④：富田林市 生涯学習部 文化財課 道家 薫 課長代理

- ③建物規模が大きい建物にされているものもあるため、その辺は実情を見ながら、建物の一部といっても大きいものもあるので、その辺はちょっとケースバイケースで（対応している）。

◎：園田会長

- ①資料(※p.11)の「建物の公開及び伝建地区の保存に寄与する住民団体活動に要する経費」とは、どんな団体が活用されたのか？
- ②先ほどの話のなかで、「来客数が少ない」とのことだったが、来客数を増やしていくために、皆さんの部局以外に、観光振興だとか、色々な部門で、様々な形で総合的に全庁挙げてやっているようなことはあるだろうか？

④：富田林市 生涯学習部 文化財課 福嶋 啓人 伝統的建造物係長

- ①現状として、この支援をさせていただいている団体はない状況である。
(過去に)補助を受けていた団体としては、保存地区にお住いの住民が結成した保存会があり、平成 11 年度～平成 20 年度までの間、内規に基づいて補助金(20 万円/年)を支出していた。
保存会の活動内容は、まちづくり活動についての調査研究及び講演会、見学会等の開催、まちづくり活動に関する PR 資料の作成と宣伝、まちづくり活動の実施にあたっての関係機関と協議及び調整等となっている。
- ②全庁挙げてというのは実情としてはない。
これは行政の立場で申し訳ないのだが、やはり文化財課としては、「この重伝建地区の建物を守りたい」という思いがあり、当市の重伝建地区の現状としては、他の市町村も同様だと思うが、「高齢化によって建物が維持できない」というところが増えてきている。

我々としては、その建物を守っていただけるように、どちらかといえば住んでいただきたい、という思いがある。

先ほども出てきた「…まもり・そだてる会」という地元団体についても、組織された当初から、「観光(のためのもの)ではなくて、今、住んでるんや」と。

「そういうまちに“程よい人”が来てくれたらいい」というようなことを言っているところもあるので、その思いを私たちも受けて、日々、行政としてはやっているところである。

やはり市の観光部局としては、大阪府内で重伝建地区はここだけなので、やはりそれを観光コンテンツとして(人を)呼びたい、という思いがあって、観光コンテンツとしてスタンプラリーであるとか、そういう施策をやっているのだが、そこは地元団体とも少々、思いが違うところがあるので、そこを調整してやっているというのが実情である。

◎：人見議長

①重伝建に関して、修繕・補修の予算的にいくらぐらい計上されているのか？

②その予算は使い切っているのか？

④：富田林市 生涯学習部 文化財課 福嶋 啓人 伝統的建造物係長

①重伝建の補修については、かなり時間的に長いスパンになる。

我々としては、修理・修繕に関しては、すべて受けていただけるように予算措置は頑張っているのだが、だいたい毎年の予算規模としては、先ほど申し上げたように(※p.6 参照) 2000 万から 3000 万というところに計画としてはなっている。

②基本的に(修繕・補修の)希望があったものを予算化している。

◎視察成果による当局への提言または要望等

やはり、重伝建自体に住んでおられている市民の思いと、観光コンテンツとしての重伝建を考えるとギャップをどう埋めるか、すり合わせていくのか、という点で苦心されているということが、担当の方からの話から感じられた。

また、現地を視察していた際の地元の方から言われた「国は指定をして一定の補助はしてくれるが、重伝建に『住みながらその建物を維持していく』ことの大変さを十分には分かっていない」という言葉に、その悩みの根源的な問題点があるように感じられた。

富田林市の重伝建には、説明いただいたようなまちの特性—宗教都市から経済的な要所として発展してきた—その経緯が感じられる、保存と整備が行き届いたまちなみであった。

しかし、ここでも「後継ぎがない」故に「空家が増える」問題がある。それに果敢に取り組んでいる地元の住民による空き家活用促進機構の取り組みがあり、一定の成果を上げている。それでも、「程々の観光客にして欲しい」という住民の意向もあり、お店を長期的に維持していくことは相応の難しさを伴っているようである。

重伝建を維持し、そこに住み続けることに、「経済的な優位性」も実感できるような、国からの住民や地域へのサポートが、一層必要なのではないか、と強く実感された視察であった。

(了)